

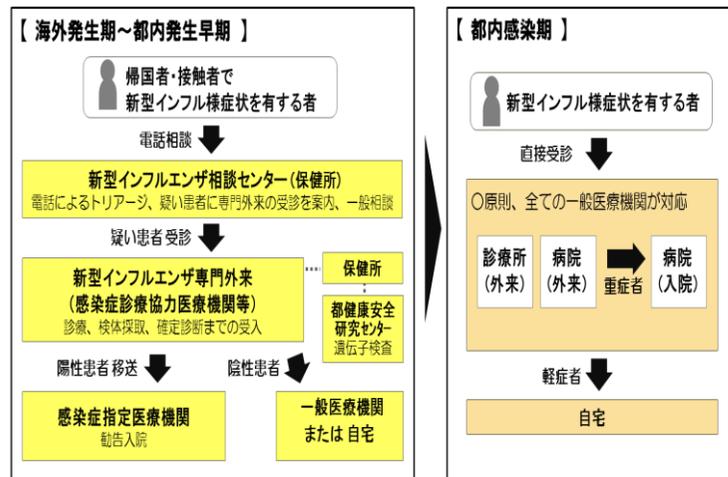
1 新型インフルエンザ等に対する医療体制

＜海外発生期～都内発生早期＞

- 患者の受入体制が整備されている医療機関が対応し、感染拡大を抑制
- 限定された医療機関で診療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が準備
 - 帰国者等で新型インフルエンザ様症状を有する者は、新型インフルエンザ相談センター（保健所）に電話し、トリアージを受ける
 - 新型インフルエンザの罹患が疑われると判断された者は、新型インフルエンザ相談センター（保健所）が知らせる新型インフルエンザ専門外来（感染症診療協力医療機関等）を受診
 - 検査結果が陽性の場合、感染症指定医療機関で入院治療を受ける

＜都内感染期＞

- 原則、全ての一般医療機関が対応
- 有症者は、直接医療機関を受診



2 感染症診療協力医療機関の公表に関する調査の実施

＜国の方針（変更前）＞

- 帰国者・接触者外来（都では新型インフルエンザ専門外来として感染症診療協力医療機関を指定）の場所は非公表とする。
- 帰国者・接触者相談センター（都では新型インフルエンザ相談センター（保健所））が有症者から電話相談を受け付け、受診が必要と判断した場合に知らせることを原則とし、一般への公表は行わない

⇒都においても非公表として、感染症診療協力医療機関を指定

＜国の方針（変更後）＞

- 新型インフルエンザ等対策有識者会議（令和元年5月23日開催／内閣官房）において、「国民に平時から一元的な情報提供・共有を行うことにより、発生時に国民が迅速かつ適切に診断、治療を受けることが可能となると考えられる」ことから、表の施設を厚生労働省ホームページで公表することを決定した
- ただし、非公表を希望する医療機関は公表しないこととし、また、コールセンター及び帰国者・接触者相談センター（都ではいずれも新型インフルエンザ相談センター（保健所））は発生時に開設するため、発生時に公表することとした

区分	公表対象施設	都における該当施設	公表時期	施設の意向確認
1	コールセンター（一般相談）	新型インフルエンザ相談センター（保健所）	発生時に開設・公表	—
2	帰国者・接触者相談センター（有症者相談）	新型インフルエンザ相談センター（保健所）	発生時に開設・公表	—
3	帰国者・接触者外来	都で新型インフルエンザ専門外来として感染症診療協力医療機関を指定	平時から公表	非公表を希望する医療機関は公表せず
4	新型インフルエンザ患者入院医療機関	感染症指定医療機関 ※厚生労働省ホームページに公表済	平時から公表	非公表を希望する医療機関は公表せず

- 令和元年5月24日付で厚生労働省より各都道府県に、対象医療機関の公表可否等に関する調査依頼有

⇒都から感染症診療協力医療機関に対し、公表可否等に関する調査を実施

対象：感染症診療協力医療機関（都内81病院）

調査時期：令和元年6月20日から7月4日まで

調査項目：公表可否及びその理由、都民に周知すべき内容・手法